

2024/5/29

リトルハウス通信

2023年10月のリトルハウス通信において、池淵恵美が提唱している「パーソナルリカバリーのために支援者が知っておくべきこと」における『リカバリー支援の「場」の条件』というものをご紹介しました。

そこで今回のリトルハウス通信では、もう少しこの課題にフォーカスしてみたいと思います。

この「場の条件」という言葉は、「パーソナルリカバリーが促進されるための場の条件」と言い変えることもできると思います。

そもそもパーソナルリカバリーとは、当事者の主観性が重視され、個々人の「実感」に軸をおいた「回復の道り」を指します。「人生の復権や主観的な回復」(※1)とも定義されています。

そしてその「場の条件」ですが、

- ・主体的な生活の場が確保されていること
- ・本人が自分の力で選んでいくことを保証する人生の選択肢が豊富に準備されていること
- ・仲間集団があり、リカバリーのモデルの存在に触れられること

上記3つを指すようです。

この3つの「場の条件」は、就労継続支援B型事業所(以下、B型という)が持っている「場」の特性とも非常に近いものがあると私は考えています。特に「仲間集団があり、リカバリーのモデルの存在に触れられること」という点について顕著です。

ここでいう「リカバリーのモデル」には多様な意味が含まれていると思います。例えば通所によって、皆と楽しくおしゃべりができるようになった、集中して作業ができるようになった、洗い物を丁寧にすることができるようになった、パソコンの操作に慣れた、決められたスケジュール通りに通所ができるようになった等々、通所によって自分自身、そして仲間たちが固有のエンパワメントがなされていく過程の中で、刺激という交互作用が生まれ、各自のリカバリー(即ちパーソナルリカバリー)が促進されていくことが、実践現場においてよく見られるからです。

「リカバリーのモデル」とは、何も「就職した仲間がいる」といったような、具体的な事象だけに留まりません。

社会生活やB型での活動の中で、各人が「細やかに変化」していく過程もすべて含め、「影響を受けることができる環境」さえあれば、すべての人は「リカバリーのモデル」となりうるということだと思った次第です。

引用文献

- 1、池淵恵美 エビデンスに基づく実践(EBP)とパーソナルリカバリーの時代 2017 精神リハビリテーション学会誌 Vol21 No2
- 2、池淵恵美 精神障害リハビリテーション 2019 医学書院